第２章　公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月１日に施行されて以来、平成19年度末までに公害等調整委員会（昭和47年６月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、791件である。その内訳は、あっせん事件３件、調停事件703件、仲裁事件１件、裁定事件81件（責任裁定事件59件、原因裁定事件22件）及び義務履行勧告申出事件３件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件３件、調停事件702件、仲裁事件１件、裁定事件68件（責任裁定事件48件、原因裁定事件20件）及び義務履行勧告申出事件３件の計777件である（表２－２－１、付録１（171ページ）参照）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰藉料額等変更申請を処理している（詳細については本章第１節１(3)（33ページ）参照）。

表２－２－１　公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

（平成20年３月31日現在）

（単位：件）

区分／年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済
昭和																			
45･46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	(1) 2	1	(1) 5	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	(1) 3	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	(1) 1	2	(1) 1	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	(1) 1	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	(1) 1	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	(1) 1	0	(1) 2	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	(1) 1	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	(1) 1	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	(1) 1	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	(1) 2	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	(1) 5	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	(1) 1	(2) 6	0	0	0	1	42	15	28	14
平成																			
元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	(1) 2	(1) 1	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	(1) 1	(1) 2	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	(1) 6	0	(1) 13	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	(1) 4	0	(2) 17	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	(1) 1	(1) 15	(2) 3	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	(1) 3	(1) 3	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	(1) 4	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	(1) 6	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	(2) 4	(1) 5	(2) 5	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	(4) 8	(1) 4	(5) 9	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	(2) 3	(1) 3	(6) 9	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	(4) 7	(4) 6	(6) 10	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	(1) 6	(4) 5	(3) 11	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	(1) 3	(2) 13	0	0	0	18	6	4	14
計	3	3		703	702		1	1		81 (22)	68 (20)		3	3			791	777	

（注）１　昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月１日～47年３月31日である。
　　２　平成８年度の「調停」の受付件数には、分離事件が２件含まれている。
　　３「裁定」の（　）内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
　　４　このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請が平成19年度までに540件係属した（表２－２－４参照）。

（資料）公害等調整委員会事務局

第１節　平成19年度に係属した調停事件

平成19年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、１件であり、これに前年度から繰り越された１件を加えた計２件が19年度に係属した。このうち、１件が19年度中に終結し、残り１件が20年度に繰り越された（表１－２－１（９ページ））。また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰藉料額等変更申請は、前年度から繰り越された３件に新たに受け付けた５件を加えた８件が19年度に係属した。このうち５件が19年度中に終結し、残り３件が20年度に繰り越された(表２－２－４)。

１　不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

（昭和46年（調）第４号事件外614件）

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたＡ、Ｂ、Ｃの３ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表２－２－６参照）。（注）

申請は、昭和46年12月24日以降平成19年度末までに615件（患者数1,551人）となっている（表２－２－２）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年９月１日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表２－２－３）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年３月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰藉料の支払が命じられた。

また、昭和48年４月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰藉料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年７月９日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのＡ、Ｂ、Ｃの３ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件処理の経過

昭和48年度の第１次調停以来、平成19年度末までに52次にわたる調停を実施し、604件（患者数1,461人）について調停が成立した（表２－２－２）。

(3) 慰藉料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Ｂランク及びＣランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第１項の（1）及び（4）の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとすること。」という条項がある（表２－２－６、「(4)調停調書の例」参照）。

第１次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰藉料額等変更申請を、平成19年度末までに540件受け付け、537件処理した。19年度中に新たに受け付けた申請は５件で、このうち３件が20年度に繰り越された（表２－２－４、表２－２－５）。

(4) 調停調書の例

Ｂランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Ａランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第３項及び第４項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このＢランクの例と同様である。また、Ｃランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第５項（家族の慰藉料支払）相当の定めがないことのほかは、このＢランクの例と同様である（表２－２－６）。

［Ｂランク調停調書の例］

平成○年（調）第○号

調　停　調　書

（申請人の住所・氏名）
大阪市北区中之島３丁目６番32号
被申請人　　チッソ株式会社
上記代表者代表取締役　　（　氏　　名　）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について，当調停委員会は，平成○年○月○日○時○分水俣市○○会議室において

調停委員長　　（　氏　　名　）
調 停 委 員　　（　氏　　名　）
調 停 委 員　　（　氏　　名　）

列席し第１回調停期日を開いた。

申　　請　　人　　（　氏　　名　）
被申請人代理人　　（　氏　　名　）各出頭

上記期日において明確にした事項は，次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは，申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り，これによって精神上，財産上の損害を蒙ったので，これに関する紛争の一切を早期円満に解決するため，妥当な賠償金の支払を含む適切な調停を求めるというにある。

当委員会は，双方の主張，意見等を検討し，事実の調査をした上，申請人に対し，その精神的苦痛のほか，今後の治療費，過去及び将来の逸失利益，症状とその経過，年齢，職業，収入，その他諸般の事情を斟酌して，慰藉料の支払その他の給付をさせる調停案を作成し，調停を進めたところ，当事者双方は，調停案を受諾し，別紙調停条項のとおり，調停が成立した。

当事者双方は，それぞれ，本調書の記載が相違ないことを承認し，署名押印した。

申　　請　　人　　（　氏　　名　）印
被申請人代理人　　（　氏　　名　）印

平成○年○月○日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長　　（　氏　　名　）印
調 停 委 員　　（　氏　　名　）印
調 停 委 員　　（　氏　　名　）印

公害等調整委員会事務局

審　査　官　　（　氏　　名　）印

調　停　条　項

1　被申請人は，申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め，以下各項に定める金員の支払をすること。

⑴　申請人本人に対する慰藉料金1,700万円及びこれに対する昭和○年○月○日（以下「認定申請日」という。）以降平成○年○月○日まで，内金1,600万円に対する同月○日以降同年○月○日まで，内金1,100万円に対する同月○日以降同年○月○日まで，内金600万円に対する同月○日以降同年○月○日まで，内金100万円に対する同月○日以降支払済みに至るまで，それぞれ，年５分の割合による遅延損害金

その支払方法は，元金内金100万円については平成○年○月○日支払済みの仮払金100万円，元金内金1,000万円については同年○月○日及び同年○月○日支払済みの仮払金各金500万円，元金内金500万円については同年○月○日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当することとし，前記遅延損害金中金40万円については，前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当することとし，前記元金及び遅延損害金の残額については，平成○年○月○日限り申請人方に送金して支払うこと。

⑵　治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

⑶　介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

⑷　特別調整手当

平成○年○月○日以降１月につき金９万円の割合による額（平成19年現在）

その支払方法は，毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払うこと。ただし，平成○年○月分までについては，既に支払済みの仮払金をもって充当するものとすること。

⑸　葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として，金54万2,000円（平成19年現在）

その支払方法は，当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払うこと。

2　前項の（4）及び（5）の金員については，物価の変動に応じ，総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い，平成○年６月１日から起算して２年を経過した６月１日ごとに，それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし，その中間の年の６月１日において，前年度の同指数が前々年度のそれより５％を上回った場合においては，当該時期において改定するものとすること。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを1,000円に切り上げるものとすること。

3　将来申請人の症状に第１項の（1）及び（4）の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは，申請人は，これを理由として，調停委員会に対し，当該金額の変更を申請することができるものとすること。

4　前項の規定により金額が変更された場合においては，被申請人は，変更された金額に係る差額を申請時から支払うものとすること。

5　第３項の申請により金額が変更された場合においては，申請人は，調停委員会に対し，申請人の配偶者，子及び父母について，申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につ

き，その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとすること。

6　申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは，相続人は，申請人本人の慰藉料につき，申請人の配偶者，子及び父母は，自己の慰藉料につき，それぞれ，調停委員会に対し，その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとすること。

7　被申請人は，水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充，治療及び訓練による社会復帰の促進，患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって，患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努めること。

8　被申請人は，将来における公害発生の防止のため，水俣周辺海域の浄化対策について，関係省庁，地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに，関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は，誠実にこれを遵守履行すること。

9　当事者双方は，本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし，以後互いに協力して，調停条項の円滑な実施に努めること。

10　本件調停手続の費用は，被申請人の負担とすること。

表２－２－２　水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

区分 / 年度	受付		終結		未済	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和46	4件	31人	0件	0人	4件	31人
47	11	147	0	0(3)	15	175
48	25	193	10(1)	106(1)	29	261
49	8	28	21	172	16	117
50	42	259	24	253(1)	34	122
51	54	117	40	131(1)	48	107
52	62	206	32(1)	86(1)	77	226
53	41	112	71(8)	161(81)	39	96
54	48	72	34	86(1)	53	81
55	34	43	49	71	38	53
56	43	49	33	48	48	54
57	48	62	40	45	56	71
58	42	54	45(1)	55(1)	52	69
59	31	41	40	53	43	57
60	31	39	38	49	36	47
61	31	38	44	57	23	28
62	21	21	28	33	16	16
63	14	14	18	18	12	12
平成元	5	5	12	12	5	5
2	13	13	9	9	9	9
3	2	2	10	10	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	0	0	1	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0
12	2	2	1	1	1	1
13	0	0	1	1	0	0
14	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	1	1	1	1	0	0
計	615	1,551	604(11)	1,461(90)		

（注）（　）内は取下げ等の外数である。
（資料）公害等調整委員会事務局

表２－２－３　年度別水俣病認定患者数

区分／年度	認定機関別認定患者数			
	合計	環境省	熊本県	鹿児島県
昭和31～45	121 人	人	116 人	5 人
46	60		58	2
47	216		204	12
48	358		292	66
49	44		29	15
50	161		146	15
51	148		109	39
52	240		196	44
53	175		125	50
54	143	1	115	27
55	71	5	43	23
56	77	3	54	20
57	95	10	66	19
58	68	1	45	22
59	67	5	36	26
60	54	0	29	25
61	60	1	43	16
62	40	3	15	22
63	19	1	6	12
平成 元	13	1	1	11
2	18	0	7	11
3	4	1	0	3
4	3	0	1	2
5	1	0	1	0
6	1	0	1	0
7	3	0	3	0
8	2	0	1	1
9	0	0	0	0
10	0	0	0	0
11	2	0	1	1
12	1	0	0	1
13	0	0	0	0
14	0	0	0	0
15	0	0	0	0
16	0	0	0	0
17	0	0	0	0
18	1	0	1	0
19	2	0	2	0
計	2,268	32	1,746	490

（注）１　昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月１日～46年３月31日である。
　　２　昭和31～45年度の期間の認定患者数は、（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人（熊本県44人、鹿児島県１人）を含む。

（資料）環境省

表２－２－４　水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の慰藉料額等変更申請の処理件数

区分 / 年度	受付	終結	未済
昭和 49	13 件	0 件	13 件
50	13	0	26
51	8	12	22
52	42	12	52
53	46	10	88
54	15	33	70
55	22	49	43
56	29	33	39
57	39	30	48
58	29	39	38
59	25	31	32
60	23	31	24
61	33	28	29
62	22	34	17
63	18	22	13
平成元	14	15	12
2	14	19	7
3	18	13	12
4	15	18	9
5	21	17	13
6	9	13	9
7	11	11	9
8	7	10	6
9	10	10	6
10	5	8	3
11	7	5	5
12	7	5	7
13	2	7	2
14	0	2	0
15	1	1	0
16	4	0	4
17	4	6	2
18	9	8	3
19	5	5	3
計	540	537	

（資料）公害等調整委員会事務局

表２－２－５　平成19年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の慰藉料額等変更申請一覧

事件番号	申請受付年月日	処理年月日
49年（調）第15号	平成18. 9.13	平成19. 6. 8
57年（調）第 3号	19. 1.15	19.12.18
62年（調）第19号	19. 3.26	19.12.18
57年（調）第34号	19. 4.16	19.12.18
51年（調）第36号	19. 6. 4	19.12.18
57年（調）第36号	19. 9. 3	計　5件
47年（調）第12号	19.10.15	
56年（調）第39号	19.12.25	
計８件（うち平成19年度受付５件）		

（資料）公害等調整委員会事務局

表２－２－６　水俣病ランク別補償額等一覧

項目＼区分	Ａ　ラ　ン　ク	Ｂ　ラ　ン　ク	Ｃ　ラ　ン　ク	備　　考
１　慰　藉　料	１，８００　万円	１，７００　万円	１，６００　万円	水俣病認定申請日から年５分の遅延損害金
２　治　療　費	昭和48年７月９日以降同49年８月31日までの（旧）特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年９月１日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年７月９日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
３　介護手当	昭和48年７月９日以降同49年８月31日までの（旧）特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月１万円を加算した額及び同年９月１日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同　　上
４　特別調整手当				(1) ２年ごとに物価スライド（ただし，物価変動が著しい場合は1年目にも改定） (2) 昭和48年４月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
昭和48.4.27～49.5.31	６万　円／月	３万　円／月	２万　円／月	
49.6.1～50.5.31	７万　円／月	３万５，０００円／月	２万４，０００円／月	
50.6.1～51.5.31	８万５，０００円／月	４万３，０００円／月	３万　円／月	
51.6.1～52.5.31	９万４，０００円／月	４万８，０００円／月	３万４，０００円／月	
52.6.1～53.5.31	１０万２，０００円／月	５万２，０００円／月	３万７，０００円／月	
53.6.1～54.5.31	１１万　円／月	５万６，０００円／月	４万　円／月	
54.6.1～56.5.31	１１万４，０００円／月	５万８，０００円／月	４万２，０００円／月	
56.6.1～58.5.31	１２万９，０００円／月	６万６，０００円／月	４万８，０００円／月	
58.6.1～60.5.31	１３万５，０００円／月	６万９，０００円／月	５万１，０００円／月	
60.6.1～62.5.31	１４万２，０００円／月	７万３，０００円／月	５万４，０００円／月	
62.6.1～平成元.5.31	１４万５，０００円／月	７万５，０００円／月	５万５，０００円／月	
元.6.1～3.5.31	１４万６，０００円／月	７万６，０００円／月	５万６，０００円／月	
3.6.1～5.5.31	１５万７，０００円／月	８万２，０００円／月	６万　円／月	
5.6.1～7.5.31	１６万５，０００円／月	８万６，０００円／月	６万３，０００円／月	
7.6.1～9.5.31	１６万８，０００円／月	８万８，０００円／月	６万５，０００円／月	
9.6.1～11.5.31	１６万９，０００円／月	８万９，０００円／月	６万６，０００円／月	
11.6.1～13.5.31	１７万３，０００円／月	９万１，０００円／月	６万８，０００円／月	
13.6.1～15.5.31	１７万２，０００円／月	９万１，０００円／月	６万８，０００円／月	
15.6.1～17.5.31	１７万　円／月	９万　円／月	６万７，０００円／月	
17.6.1～19.5.31	１７万　円／月	９万　円／月	６万７，０００円／月	
19.6.1～20.5.31	１７万　円／月	９万　円／月	６万７，０００円／月	

（注）上記表中、「（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）」は「（旧）特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項目＼区分	Ａ　ラ　ン　ク	Ｂ　ラ　ン　ク	Ｃ　ラ　ン　ク	備　　考
5　葬祭料	期　　間		金　　額	(1)　4の備考(1)に同じ (2)　死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給
	昭和49．5．31まで		20万　　円	
	49．6．1　～　50．5．31		23万3，000円	
	50．6．1　～　51．5．31		28万3，000円	
	51．6．1　～　52．5．31		31万3，000円	
	52．6．1　～　53．5．31		33万9，000円	
	53．6．1　～　54．5．31		36万4，000円	
	54．6．1　～　56．5．31		37万5，000円	
	56．6．1　～　58．5．31		42万2，000円	
	58．6．1　～　60．5．31		44万1，000円	
	60．6．1　～　62．5．31		46万3，000円	
	62．6．1　～平成　元．5．31		47万1，000円	
	平成　元．6．1　～　3．5．31		47万4，000円	
	3．6．1　～　5．5．31		50万8，000円	
	5．6．1　～　7．5．31		53万3，000円	
	7．6．1　～　9．5．31		54万3，000円	
	9．6．1　～　11．5．31		54万5，000円	
	11．6．1　～　13．5．31		55万7，000円	
	13．6．1　～　15．5．31		55万4，000円	
	15．6．1　～　17．5．31		54万6，000円	
	17．6．1　～　19．5．31		54万4，000円	
	19．6．1　～　20．5．31		54万2，000円	
6　症状の見直し		将来，症状に，上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは，調停委員会に対し，上記1及び4の金額の変更を申請することができる。		
7　近親者の慰藉料	配偶者等の慰藉料につき，その存否及び金額の決定を，調停委員会に申請できる。	上記6により，金額の変更があったとき，左の申請ができる。		
8　申請人が水俣病により死亡したときの慰藉料	相続人等は，死亡者本人及び自己の慰藉料につき，調停委員会に対し，その存否及び金額の決定の申請をすることができる。			
9　患者・家族の福祉対策	チッソ株式会社は収容施設の整備拡充，治療及び訓練，授産及び職業のあっせん等の方策を講ずることにより，患者及びその家族の福祉増進に寄与するよう努める。			
10　公害防止対策	チッソ株式会社は水俣周辺海域の浄化対策についての具体的方策の実施に努めるとともに，既に締結された公害防止協定は，誠実にこれを遵守履行する。			
11　調停手続費用	チッソ株式会社の負担			

（資料）公害等調整委員会事務局

２　伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件

（平成17年（調）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成17年８月29日、三重県、大阪府及び京都府の住民ら110人から、三重県伊賀市において安定型最終処分場を設置・操業している産業廃棄物処理業者、産業廃棄物搬入業者及び処分場土地所有者並びに三重県を相手方（被申請人）として、調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、本件処分場に違法に埋め立てられた産業廃棄物に起因する有害物質を含んだ排水が地下水やその周辺の河川へ流入し、その水系に水源地をもつ市民の生活環境にも影響するおそれがあることから、同処分場の適正な管理を求めるとして、被申請人らに対し、共同して、許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物を同処分場から撤去するとともに、許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立状況、ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）、硫化水素及び有害化学物質による汚染について調査することを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、７回の調停期日を開催するとともに、平成19年５月10日、化学物質、廃棄物処理に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員２人を選任し、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

第２節　平成19年度に係属した裁定事件

平成19年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、５件であり、これらに前年度から繰り越された11件を加えた計16件が19年度に係属した。このうち、３件が19年度中に終結し、残り13件が20年度に繰り越された（表２－２－１）。

１　名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件

（平成16年（セ）第１号事件・平成18年（調）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成16年３月18日、愛知県名古屋市の住民２人から、国（代表者国土交通大臣）及び名古屋高速道路公社を相手方（被申請人）として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人らが管理する国道及び国道上に高架構造となっている自動車専用道路から著しい自動車騒音被害を受けている。加えて、被申請人公社の管理する道路のジョイント部分を車両が通行するたびに騒音が増加し、申請人らの生活を脅かしている。これらを理由として、被申請人らに対し、損害賠償として、申請人１人当たり金500万円及びこれに対する平成15年５月11日から支払済みに至るまで年５分の割合による金員の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、７回の審問期日を開催し、申請人らに対する証拠調べを行うとともに、平成16年８月12日、道路騒音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、現地騒音測定調査を実施して測定結果を報告書に取りまとめるなどの手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断した。18年７月18日、第７回審問期日において、公害紛争処理法第42条の24第１項の規定により職権で調停に付し（平成18年（調）第１号事件）、裁定委員会が自ら処理することとし、19年４月６日に開催した第２回調停期日において裁定委員会から下記調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請は取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

調　停　条　項

１　申請人らと被申請人名古屋高速道路公社は、本日、別紙写しのとおりの防音工事助成契約を締結した。

２　申請人らは、被申請人国及び同名古屋高速道路公社に対する名古屋地方裁判所平成15年（ワ）第4639号損害賠償請求事件を速やかに取り下げる。

３　申請人ら、被申請人国及び同名古屋高速道路公社は、申請人ら、被申請人国及び同名古屋高速道路公社との間には、上記１の防音工事助成契約書に定める外に何ら債権債務がないことを相互に確認する。

４　本件手続に要した費用は、各自の負担とする。

以上

２　茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

（平成17年（ゲ）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成17年２月14日、茨城県北浦町の住民３人から、金属製品製造会社２社及び茨城県を相手方（被申請人）として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、住居付近で操業する被申請人ら会社の工場の事業活動及び敷地内でなされている産業廃棄物の焼却、埋立て等により、身体の健全性が著しく損なわれ、申請人らのうち２人については転居を余儀なくされている。これら申請人らが受けている健康被害は、被申請人ら会社の工場の事業活動等によるものであり、また、被申請人県が適切な指導監督を行わなかったことにより、原因が除去されず被害が拡大した、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、８回の審問期日を開催するとともに、平成18年５月19日、化学物質と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、現地調査、現地証拠調べ、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

３　横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件

（平成17年（ゲ）第５号事件）

(1) 事件の概要

平成17年７月21日、建設会社から、神奈川県横浜市の住民１人を相手方（被申請人）として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が施工したマンション建設工事と被申請人が所有する家屋の不具合との因果関係は、申請人が提示したものを超えて存在しないとの原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成19年10月２日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

４　川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件

（平成17年（セ）第３号事件・平成20年（調）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成17年８月16日、鉄道会社から、学校法人及び川崎市を相手方（被申請人）として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は被申請人学校法人から購入した土地を不動産会社に売却したが、本件土地の一部からごみ混じりの土が発見され、調査の結果、土壌汚染が発生していることが判明したため、売買契約は解除され、売買代金を返還した上、損害賠償金を支払う合意をした。その後、本件土地中の廃棄物は被申請人学校法人が埋立てに使用したもので、さらに被申請人市も本件土地における廃棄物埋立てに関与していたことが判明した。これらを理由として、被申請人らに対し、応分の負担を求める観点から、本件土壌汚染により申請人が被った損害のうち、土壌汚染とそれに伴う

地下水汚染を除去するための直接工事費及び同工事に必要不可欠な調査費等の総額金52億1,639万8,250円及びこれに対する平成19年11月23日から支払済みまで年５分の割合による金員の連帯支払を求めるものである。

その後、平成18年７月５日、申請人から被申請人学校法人に対する申請を取り下げる旨の申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、12回の審問期日のほか、文書提出命令の申立てに関してイン・カメラ手続を開催、現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成20年１月23日、第12回審問期日において、審問手続を終結した上、公害紛争処理法第42条の24第１項の規定により職権で調停に付し（平成20年（調）第１号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、２回の職権調停期日を開催したが、20年３月27日の第２回職権調停期日において調停は不調になり打ち切られたため、裁定告知に向けて裁定手続を進めている。

５　渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成18年１月11日、東京都渋谷区の住民２人から、建設会社を相手方（被申請人）として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの住居に近いビル建設現場で被申請人が行った鉄筋コンクリート破砕作業及び掘削作業による騒音、粉じん等の発生のため、申請人１人は、自宅での仕事に支障が生じて工事期間の約７か月間収入が得られず、また、申請人１人は、騒音、粉じん等によるストレスから健康を損ねて会社を退社せざるを得なかった。これら申請人らの肉体的、精神的損害に対する慰謝料等として、被申請人に対し、合計金336万1,950円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、10回の審問期日を開催するとともに、現地調査、証拠調べを行うなどして手続を進めた結果、平成19年11月19日、下記のとおり被申請人の損害賠償責任を一部認める裁定をし、本事件は終結した。

公調委平成１８年（セ）第１号　渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件

裁　　定

（当事者の表示省略）

主　　文

１　被申請人は，申請人Ａに対し，２０万円を支払え。

２　被申請人は，申請人Ｂに対し，２０万円を支払え。

３　申請人らのその余の申請をいずれも棄却する。

事　実　及　び　理　由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人ら

被申請人は，申請人Ａに対して１９２万５０００円を，申請人Ｂに対して１４３万６９５０円を，それぞれ支払えとの裁定を求める。

２　被申請人

本件裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を求める。

第２　事案の概要

１　本件は，申請人らが，被申請人の行ったビル建設工事（解体工事）に起因する騒音，振動又は粉じんによって財産的，肉体的及び精神的損害を被ったと主張し，被申請人に対し，民法７０９条の不法行為に基づき，それぞれ損害の賠償を求める事案である。

２　前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠及び審問の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 申請人らは，平成１７年３月２８日（以下，特に断りのない限り，月日のみの記載は平成１７年を指すものとする。），申請人ら肩書住所地所在のＤビルの○階○号室に転居し，以後，そこに居住している（甲第６号証の１，第７号証，審問の全趣旨）。

(2) 被申請人は，土木建設工事の請負等を目的とする株式会社である（審問の全趣旨）。

(3) 被申請人は，東京都渋谷区△△△○丁目○○番○号及びその周辺敷地（別紙図面１の桃色に塗られた部分。以下「本件工事現場」という。）において，敷地の東側に存在したホテル（以下「既存ホテル」という。）の基礎・地下躯体部分の解体工事及び敷地の西側に存在したアパートの基礎の解体工事を行い（以下，両解体工事を併せて「本件解体工事」という。），その後，鉄筋コンクリート造地上６階地下２階建ての建物及び鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上２階地下１階建ての建物を新築する工事を行った（争いのない事実）。

(4) Ｄビル，申請人ら宅，Ｅビル，Ｆビル及び本件工事現場の位置関係は，別紙図面１のとおりである（職第３号証）。

３　争点

(1) 本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんにより申請人らが被害を受けたか否か。

(2) 本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんにより申請人らが受けた被害が，一般社会生活上受忍すべき限度（受忍限度）を超えるものであったか否か。また，被申請人にそのことにつき過失があったか否か。

(3) 損害額

４　争点に関する当事者の主張

(1) 本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんにより申請人らが被害を受けたか否か。

【申請人らの主張】

ア　申請人Ａ

（精神的苦痛）

申請人Ａは，本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんにより，精神的苦痛を被った。

（収入の減少）

申請人Ａは，フリーデザイナーであり，３月２８日以降，申請人ら宅で企業プロモーションビデオの編集等の仕事をするつもりであったが，本件解体工事が行われた約７か月間，騒音，振動又は粉じんによって動画編集，作曲，テロップの打込み等の作業を集中して行うことができなかったことから，収入を得ることができず，損害を受けた。

イ　申請人Ｂ

（肉体的・精神的苦痛）

申請人Ｂは，５月ころ，本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんによるストレスが原因で，左眼中心性網脈絡膜症及び全身アレルギー反応等の疾病を発症し，肉体的及び精神的苦痛を被った。

（収入の減少）

申請人Ｂは，株式会社Ｇでテレビ番組制作ディレクターとして就業していたところ，上記疾病によりディレクターとしての仕事ができなくなったため，８月３日に同社を退職せざるを得なくなり，以後，収入を得ることができず，損害を受けた。

【被申請人の主張】

いずれも，争う。

ア　申請人Ａの主張に対し

申請人Ａの受けたと主張する精神的苦痛については，争う。

申請人Ａは，３月２８日以前から体調不良のため，フリーデザイナーとして具体的な仕事に携わっていなかったのであるから，収入の減少はない。また，本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんと，申請人Ａが動画編集，作曲，テロップの打込み等の作業を集中し

て行うことができなかったこととの間には，因果関係がない。

イ　申請人Ｂの主張に対し

申請人Ｂの受けたと主張する精神的苦痛については，争う。

本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんと，申請人らが主張する申請人Ｂの健康被害との間には因果関係がないし，当該申請人Ｂの健康被害とその退職との間にも因果関係がない。

仮に，本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんにより申請人Ｂに健康被害が生じたとしても，それは居室の窓を開け放していたという申請人ら自らの行為が原因である。

(2) 本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんにより申請人らが受けた被害が，一般社会生活上受忍すべき限度（受忍限度）を超えるものであったか否か。また，被申請人にそのことにつき過失があったか否か。

【申請人らの主張】

ア　騒音等の程度

本件解体工事に伴う騒音の程度は，申請人ら宅の居室内で測定した結果（甲第１号証の１，２，第８号証の１，２）によれば，最大で９０～１００dBに達するものであった。振動や粉じんもひどく，申請人Ｂは，上記のとおり，本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんによるストレスが原因で，左眼中心性網脈絡膜症及び全身アレルギー反応等の疾病を発症したほどであった。

イ　地域性（本件工事現場の周囲の状況）

申請人ら宅は，明治通りに直接面しておらず，明治通りからビル一軒奥まっているところに所在しているため，車音も聞こえず，静かな場所である。

ウ　本件解体工事の実施内容

被申請人は，４月初旬から１１月初旬までの約７か月間にわたり（ただし，おおむね週６日間），本件解体工事を行った。

実際に作業が行われたのは，午前６時ころから午後６時ころまでの休憩時間を除く約１１時間であり，その間，４台以上の重機を一斉に用いるなどして騒音，振動又は粉じんを発生させた。鉄筋コンクリートの粉砕作業をする場合，粉砕する対象物の強度等を分析し，発生する騒音の音量や程度等のシミュレーションを行い，問題があれば，例えば，金属酸化還元剤やくさび式油圧割岩機を用いるなど，騒音，振動又は粉じんを抑える工事方法を選択するべきであるにもかかわらず，被申請人は，本件解体工事においてかかる工事方法を選択しなかった。

エ　被申請人が防音対策等を採らなかったこと

申請人らは，４月初旬以降，本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんに関し，被申請人に対して再三苦情を申し立てたが，被申請人は，防音処置等の具体的な対策を一切行わなかった。

オ　申請人らは危険へ接近したものではないこと

申請人らは，自宅で仕事をするため，静かな環境を求めて，現在の申請人ら宅に転居した。被申請人が本件解体工事を開始したのは，申請人らが現在の申請人ら宅に転居した後である４月上旬である。また，申請人らは，転居するに当たって，不動産仲介業者からも，賃貸人からも本件解体工事について事前に説明を受けていなかった。

本件解体工事に関する掲示板（建築計画のお知らせ）は，普段人が通らない私道に面した位置に設置されていたにすぎない。また，申請人らは，転居後に同掲示板を見たが，そこには，地上２階地下１階建てビルが建築される旨記載されていたにすぎず，地上６階地下２階建てビルが建築されるとは予想できなかった。

カ　まとめ

以上の事実からすると，本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんによる被害は，受忍限度を超えているというべきであり，また，被申請人には，そのことにつき過失がある。

【被申請人の主張】

ア　騒音等の程度

騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準は，同法に則った方法での測定結果が，工事現場敷地境界で８５dBを超えないことである。騒音規制法の定める測定方法に従って敷地の境界線で騒音測定した結果，同法違反が認められなければ，特段の事情のない限り，

受忍限度の範囲内であるとすべきであるし，仮に同法違反が認められたとしても，本件において受忍限度を超えるか否かを最終的に判断するに当たっては，申請人ら宅の居室内における騒音の程度を基準とすべきである。ところが，申請人らの主張する上記の測定結果は，騒音規制法に則った適切な測定方法によるものではなく，瞬間的な数値が撮影されたものにすぎないから，証拠としての価値がない。

なお，被申請人においても，騒音規制法に則った測定はしていないが，１０月２０日に渋谷区の職員が測定した結果（ただし，測定方法は不明）によれば，本件工事現場との境界部分で８１dBであり，Ｄビル付近では６７～６８dBであったこと及び被申請人は，本件解体工事に伴う騒音に関し，渋谷区から指導・勧告を受けたことはないことからすれば，本件解体工事に伴う騒音の程度は，騒音規制法の基準内であったと推認できる。

イ　地域性（本件工事現場の周囲の状況）

本件工事現場は，都市計画法上，道路から３０ｍまでが商業地域，それより奥が第２種中高層住居専用地域であり，表参道交差点から約１１０ｍ離れた明治通り沿いに位置しており，中高層ビルが建ち並ぶ地域にある。申請人ら宅のあるＤビルは，明治通りから路地を約１２ｍ入ったところに位置しており，車両騒音の高い地域にある。

ウ　本件解体工事の実施内容

本件解体工事は，３月１４日から始まり，１０月２９日に終了した。その作業内容及び使用機械は，別紙工程表（乙第１９号証と同じ内容の表）のとおりである（ただし，機械の台数は，本件工事現場に設置されていたことを示すものであり，使用状況を示したものではない。）。作業時間帯は，午前８時から午後５時までのうち，午前１０時から１５分間，正午から１時間，午後３時から１５分間の各休息時間を除く時間帯である。しかも，ジャイアントブレーカーによる解体作業をするに当たっては，原則として，３～５分で一度中断し，１～２分後に再開するという騒音等に配慮する方法が採られていた。

エ　被申請人は防音対策等を採っていること

被申請人は，本件解体工事を行うに当たって，国土交通省より低騒音型建設機械に指定されている重機を使用し，ハンドブレーカーを動かすのに必要なコンプレッサーも低騒音型を使用するとともに，ジャイアントブレーカー等の大きな騒音を発生させる機器の使用を極力回避した。また，切梁設置が完了した直後の９月下旬に，防音目的でシートを設置し，１０月中旬以降には，さらに防音性能の高いシートを設置する措置を採った。

被申請人は，申請人らの苦情を受け，６月３０日，申請人ら宅の窓への防音サッシの取付けやホテルへの一時転居を提案したが，申請人らは，金銭要求に終始し，被申請人の提案を拒否した。

オ　申請人らは危険へ接近したものであること

本件解体工事の発注者及び設計者は，本件解体工事が行われることが事前に分かるように，掲示板（建築計画のお知らせ）を設置するとともに，Ｄビルのオーナーに対して事前に説明した。そして，被申請人が本件解体工事に着手したのは３月１４日であり，申請人らが現在の申請人ら宅に転居したのは同月２８日である。したがって，申請人らは，本件解体工事に伴う騒音等が発生することを承知した上で，現在の申請人ら宅に転居したといえる。

カ　まとめ

以上の事実からすると，本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんによる被害は，受忍限度を超えているということはできないし，また，被申請人に過失もない。

(3) 損害額

【申請人らの主張】

ア　申請人Ａ

(ｱ) 慰謝料　７０万００００円

申請人Ａの精神的苦痛に対する慰謝料は，７０万円を下らない。

(ｲ) 逸失利益　１２２万５０００円

申請人Ａと同年齢である５５歳男性の平成１６年度の平均年収は１０３５万５０００円であり，これを本件解体工事が行われた７か月間に換算すると６０４万０４１６円であるから，申請人Ａには同額の逸失利益が生じたというべきところ，かかる逸失利益の内金として１２２万５０００円の損害賠償を請求する。

イ　申請人Ｂ

(ｱ) 慰謝料　７０万００００円

申請人Ｂの精神的苦痛に対する慰謝料は，７０万円を下らない。

(ｲ) 逸失利益　７１万００００円

申請人Ｂは，株式会社Ｇから２８５万円の年収を得ていたのであるから，本件解体工事が行われた約７か月間に換算すると，本来１６６万円の収入を得ることができたところ，実際には８月３日に退職したことにより４月から７月までの間の９５万円の収入しか得られなかった。したがって，その差額である７１万円が逸失利益というべきである。

(ｳ) 治療費　２万６９５０円

申請人Ｂは，左眼中心性網脈絡膜症及び全身アレルギー反応等の疾病に関する治療費として，２万６９５０円を支出した。

【被申請人の主張】

いずれも，争う。

第３　争点に対する判断

１　争点(1)（本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんにより申請人らが被害を受けたか否か）について

本件全証拠に照らしても，本件解体工事に伴う振動又は粉じんにより申請人らが被害を受けたことを認めるに足りない。

本件解体工事によって一定の騒音が発生していたことについては，当事者間に争いがなく，申請人らは，その被害の程度は別として，この騒音によって，精神的苦痛を受けたことが認められる（申請人Ａ，申請人Ｂ）。しかしながら，申請人Ａが主張する収入の減少や，申請人Ｂの健康被害（肉体的苦痛），収入の減少，治療費の損害と，本件解体工事に伴う騒音との因果関係を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって，本件解体工事に伴う騒音によって申請人らに精神的被害が生じたことは認められるが，その余の申請人ら主張の被害については認めることはできない。

２　争点(2)（本件解体工事に伴う騒音，振動又は粉じんにより申請人らが受けた被害が，一般社会生活上受忍すべき限度（受忍限度）を超えるものであったか否か。また，被申請人にそのことにつき過失があったか否か）について

上記のとおり，本件解体工事に伴い一定程度の騒音が発生し，そのことによって，申請人らが精神的苦痛を受けたことが認められるので，これが受忍限度を超える被害か否か，また，そのような被害について，被申請人に過失があったか否かについて検討を加える。

(1) 受忍限度の判断基準

本件解体工事に伴う騒音により申請人らが受けた被害が，一般社会生活上の受忍限度を超えるものであったか否かは，加害者側の事情と被害者側の事情を総合して判断すべきであり，具体的には，①侵害行為の態様とその程度，②被侵害利益の性質とその内容，③侵害行為の公共性の内容と程度，④侵害行為の開始とその後の継続状況，⑤その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等を総合して判断するのが相当である（最判昭５６．１２．１６民集３５巻１０号１３６９頁，最判平７．７．７民集４９巻７号１８７０頁，公調委平１０．７．２４裁定（平４（セ）第１号ほか９件，小田急線騒音被害等責任裁定申請事件）参照）。

この場合，侵害行為の態様とその程度を検討する上で，加害者側が騒音規制法１５条１項の「環境大臣の定める基準」（以下「規制基準」という。）に違反しているか否かは，無視できない点ではある。なぜならば，同法による規制は，「生活環境を保全し，国民の健康の保護に資することを目的とする」（同法１条）からである。しかし，他方で，規制基準は，騒音対策工法・機械及び騒音防止技術の開発普及状況，代替工法の有無，現場における騒音対策の実態等を踏まえて定められた最低限の内容であり，かつ，行政による取締りを手段としていることから，敷地境界線の騒音レベル等でもって判断する画一的な内容となっているのである。これに対して，民事上の違法性に係る受忍限度の判断は，個別事案における総合的な帰責相当性の判断であるから，規制基準の遵守の有無によってのみ決せられるべきものではなく，あくまでも，その遵守の有無は上記の諸事情の総合判断における一要素として斟酌されるにとどまると解すべきである。

(2) 侵害の程度－本件解体工事による騒音発生状況

ア　作業工程

本件解体工事の作業工程の実績については，被申請人は，資料が残っていないことから確認ができない部分があるとしながらも，複数関係者の記憶等で補いつつ，乙第１９号証を作成，提出している。

乙第１９号証の内容自体については，一般的に通常想定される作業工程と著しく異なり不自然であるなど，その記載の信用性を大きく減殺するような事情は見当たらない。また，乙第１９号証に関しては，申請人らが被申請人に対して本件解体工事に伴う騒音等に関する苦情を申し立てたと主張するのは４月初旬以降であり，他方，本件工事現場の作業所長であるHは，その参考人尋問において，４月からのジャイアントブレーカーを使った工事においては，大きな騒音が発生した旨供述しており（参考人H），時期的に申請人らの主張とHの供述はほぼ合致している上，乙第３号証の１（５月２０日欄のＫＴＥＬ）及び乙第１６号証では，騒音被害について，申請人Ｂとおぼしき人物から，電話で，被申請人に対して苦情を申し立てられたのが，５月２０日であり，当該時期は，ロックオーガー工事の開始直後であり（乙第１９号証），参考人Hの供述（ロックオーガー工事の際には，ジャイアントブレーカーを超える騒音が発生したときがあるとの供述）とも符合することからすると，大きな騒音が発生したとされる時期に関しては，乙第１９号証の信用性が裏付けられているといえる。

したがって，乙第１９号証によって，本件解体工事の作業工程を，基本的には認定できるというべきであり，その作業工程の内容は，おおむね別紙工程表のとおりとなる。

ところで，本件解体工事の開始時期について，当事者間に争いがあるものの，①被申請人は，騒音規制法の規定及び振動規制法の規定に基づき，特定建設作業の実施期間を３月１４日から６月１４日までとして各特定建設作業実施届出を渋谷区長に提出しており（乙第１号証の１，職第１号証の１），被申請人において４月に至るまで解体作業を開始できなかった事情は特に見当たらないこと，そして，②乙第１９号証のとおり，ジャイアントブレーカーアタッチメントの設置は，作業工程上，３月２８日以降とされているから，それ以前は，本件工事現場の工事騒音について，申請人らを含め関係者が気付かなかった可能性もあり，仮に，３月１４日に本件解体工事が開始されていたとしても申請人らの主張・陳述と両立し得ないわけではないことからすれば，本件解体工事は，３月１４日に開始され，１０月２９日までの約７か月に及び，その間の作業工程は，おおむね別紙工程表のとおりに行われたものと認定するのが相当である。

イ　使用機械，使用箇所

乙第１９号証によれば，８月２６日から１０月２０日までの間で，ブレーカー使用と付記され，緑色で着色された期間４１日について，ジャイアントブレーカーの使用があったものと認められる。他方，被申請人は，ＣＡＴ３２０Ｂ型及びＣＡＴ３１３型油圧ショベルについて，作業所内ブレーカーアタッチメント配置使用可能状況日として，その台数と日が青く着色されている部分（ＣＡＴ３２０Ｂ型では３月２８日～５月７日，ＣＡＴ３１３型では７月２２日～８月１１日）については，本件工事現場に設置されていたことを示したものにすぎず，実際の使用状況を示したものではないと主張する。

しかしながら，まず，３月２８日から５月７日までについてみると，①ジャイアントブレーカーは，本件工事現場に設置されていた以上，いつでも使用可能な状況に置かれていたこと，②被申請人は，上記期間中にジャイアントブレーカーを使用するものとして，騒音規制法の規定及び振動規制法の規定に基づく各特定建設作業実施届出書を渋谷区長に提出したこと（乙第１号証の１，職第１号証の１），③Hは，その参考人尋問において，４月上旬くらいからジャイアントブレーカーの使用が始まったと認識している旨供述していること（参考人H）からすれば，上記期間においてジャイアントブレーカーが使用されたものと推認することができる。もっとも，被申請人が上記期間におけるジャイアントブレーカーの使用箇所として自認する乙第２５号証（乙第１９号証と同様，その不利益事実部分，すなわち，ジャイアントブレーカーの使用箇所として自認する部分については，基本的に信用できると考えられる。）の青色で塗られた部分（大きいフーチング又はコンクリート躯体の塊）を超えて使用されたと認めるに足りる証拠はなく，乙第１１号証の緑色で塗られた部分（基礎部分）をジャイアントブレーカーで解体するのに約１か月半を要し

ていることと対比すると，３月２８日から５月７日までのうち，ジャイアントブレーカーが使用されたのは，ある程度短い期間であったと推認される。

次に，７月２２日から８月１１日までについてみると，①ジャイアントブレーカーは，本件工事現場に設置されていた以上，いつでも使用可能な状況に置かれていたこと，②被申請人は，上記期間中にジャイアントブレーカーを使用するものとして，騒音規制法の規定及び振動規制法の規定に基づく各特定建設作業実施届出書を渋谷区長に提出したこと（乙第１号証の２，職第１号証の２），③本件解体工事の作業工程（乙第２号証の１，２）から考えて，上記に記載のある日数程度は，ジャイアントブレーカーの使用があったものと考えても不自然ではないことからすれば，上記期間を通じて，ジャイアントブレーカーが使用されたものと推認することができる。

そして，上記以外の本件解体工事における使用機械等については，おおむね別紙工程表のとおりであると認められる。

ウ　１日当たりの作業時間

１日当たりの作業時間について，午前８時から午後５時までは，作業が行われていたという点で双方の主張が一致しており，その限度で１日当たりの作業時間を認定できるが，これを超えて，申請人らが主張しているように，午前６時ころから作業が始まったこと及び午後６時ころまで続いていたことを認めるに足りる証拠はない。また，午前１０時から１５分間，午前１２時から１時間，午後３時から１５分間の休憩を取っていたことが認められる（参考人Ｉ）。

したがって，１日当たりの実働の作業時間（騒音の出ていた可能性のある時間）は，７時間３０分程度と認められる。

エ　騒音の程度

(ｱ) １０月１２日における騒音の程度

申請人らは，１０月１２日，渋谷区から借り受けた騒音計を使用して騒音の計測を行った。その計測は，アナログ式の騒音計によるもので，レベルレコーダーもついていなかったこと等から，測定データは残っていない。しかし，申請人らが撮影したビデオテープ（甲第８号証の１）があり，同画面からは，申請人ら宅において，北東側壁面に三対設置されている各窓（以下「北東窓」という。）のうち，一番北側の窓を開けて計測した際，騒音計の針が下記の数値の範囲で振幅していたことが読み取れる。

記

１０月１２日午前１１時１０分　７８～８３dB

午後　２時１０分　８２～８６dB

ところで，騒音規制法上の測定方法は，騒音タイプにより次の４つに分けられ，タイプ別に評価値算定方法が決められている（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和４３年１１月２７日厚生省・建設省告示第１号））。

§１　騒音計の指示値が変動せず，又は変動が少ない場合(タイプ１)は，その指示値となる。

§２　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値がおおむね一定の場合(タイプ２)は，その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

§３　騒音計の指示値が不規則且つ大幅に変動する場合(タイプ３)は，測定値の９０パーセントレンジの上端の数値とする。

§４　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値が一定でない場合(タイプ４)は，その変動ごとの指示値の最大値の９０パーセントレンジの上端の数値とする。

上記申請人らによる計測日は，１０月１２日であり，当該日にジャイアントブレーカーによる解体工事が行われていたことは，乙第１９号証により認定できる。一般に，ブレーカーによる騒音は，「準定常衝撃騒音」（レベルがほぼ一定で極めて短い間隔で連続的に発生する衝撃騒音）の例として挙げられ，上記のタイプ２に該当し，その評価量としては，「変動ごとの指示値の最大値の平均値」とされている（職第４号証）。本件解体工事では，ジャイアントブレーカーのアタッチメントとして，ＭＫＢ１５００ＳＳ（甲南建機製）が使用され，そのカタログによれば，打撃回数は毎分３６０～４８０回であって（乙第５号証の７，参考人Ｈ），本件解体工事において打撃回数が著しく低

く抑えられていたことを認めるに足りる証拠はないから，本件解体工事におけるジャイアントブレーカーによる騒音も，上記「準定常衝撃騒音」であったと認められる。

もっとも，実際の建設工事現場においては，複数の建設作業が並行して行われ，また，解体工事に限っても，ブレーカーの横で，解体物を集めるバックホーが稼動し，運搬車両に積み込む作業を行っていることは珍しくないから，建設工事現場における騒音とは，複数の建設機械による複合騒音であって，バックホーのような「変動騒音」を発生する機械が稼動している場合には，その影響により，複合騒音レベルも「変動騒音」の様相を呈することは考えられなくもない。しかしながら，本件解体工事においては，バックホーをはじめとして主たる建設機械は，国土交通省の低騒音型の型式指定を受けたものを使用していると認められるから，これらの機械による騒音は，ジャイアントブレーカーの発する騒音に比して低いレベルの騒音であったと推認され，その暗騒音による補正を考慮しても，１０月１２日における本件解体工事の現場では，ジャイアントブレーカーによる騒音が他の建設機械の騒音と比して卓越していたと認めるのが相当である。

したがって，１０月１２日に本件工事現場から発生していた騒音は，騒音規制法上の測定方法でいうタイプ２に該当し，その評価量としては，「変動ごとの指示値の最大値の平均値」をもって評価すればよいと認められるのであって，申請人らの計測については，ビデオテープで，騒音計の針が振幅する動きを見ることができるのであるから，これから読み取れる最大値の平均をもって，本件解体工事におけるブレーカーの騒音評価量と考えて差し支えないものと認められる。

よって，上記の読み取り値から，その値は，申請人ら宅で窓を開けて，おおむね８５dB（（午前の最大８３dB＋午後の最大８６dB）÷２＝８４．５）程度と認められる。

(ｲ) ８月２６日～１０月２０日のうち，ジャイアントブレーカー２台を使用した解体工事期間（合計３８日間）における騒音の程度

①８月２６日から１０月２０日までを通じて，既存ホテルの地下外壁を取り壊しつつ，切梁を設置しながら，段階的に掘削を進める掘削工事が行われていたこと（乙第１９号証，審問の全趣旨〔第５回審問期日における被申請人の陳述〕），②地下工事の開口部が東側に向かって開いており，地下で発生した騒音の拡散方向が限定されていたと推測されること（甲第８号証の１），③使用されていた２台のジャイアントブレーカーは，１０月１２日におけるものと同じ機械であること（乙第１９号証）が認められる。そうすると，作業内容・作業の対象物（①），地形による騒音の拡散状況・障害物の有無（②），使用機械の種類・台数（③）など，騒音の程度を決定付ける諸条件は１０月１２日と基本的に同様であるから，騒音レベルに大きな差違はないものと推認される。

よって，８月２６日から１０月２０日までのうち，ジャイアントブレーカー２台を使用した解体工事期間（合計３８日間）は，上記(ｱ)と同様に，申請人ら宅で窓を開けた状態で８５dB程度の騒音が発生していたものと推認するのが相当である。

(ｳ) ７月２２日～８月１１日，同月２６日，２７日，９月２４日の合計２１日間における騒音の程度

上記期間における解体工事においても，①掘削工事が行われたこと（乙第１９号証，審問の全趣旨〔第５回審問期日における被申請人の陳述〕），②地下工事の開口部が主に東側に向かって開いており，地下で発生した騒音の拡散方向が限定されていたと推測されること（甲第８号証の１）は，上記(ｲ)と同様に認められるが，③使用されたジャイアントブレーカーは，８月１２日におけるものと同じ機械ながら，１台のみの使用である（乙第１９号証）。

上記(ｱ)と比較してみると，使用機械の台数（③）において差違があるほかは，作業内容・作業の対象物（①），地形による騒音の拡散状況・障害物の有無（②）は同様であると認められるから，騒音レベルは，上記(ｱ)よりやや低減した可能性はあるとしても，ほぼ同程度の騒音が発生していたものと推認される。

(ｴ) ３月２８日～５月７日における騒音の程度

上記期間において，ジャイアントブレーカーが使用されたと認められることは前記イのとおりであるが，この期間における騒音の程度を上記(ｱ)と比較して検討するに，①同期間の解体工事は，既存ホテルの内部及び基礎部分（外壁を除いた部分）の解体作業

であり（乙第１９号証，審問の全趣旨〔第５回審問期日における被申請人の陳述〕），上記(ｱ)と作業内容・作業対象物が大きく異なる。②その間，ジャイアントブレーカーが使用されたのは，既存ホテルの内部及び基礎部分のうち乙第２５号証の青色で塗られた部分（大きいフーチング又はコンクリート躯体の塊）に限られる（乙第２３号証，参考人Ｈ）。また，③作業工程が上記(ｱ)の時期と異なるため，地形による騒音の拡散状況・障害物の有無も大きく異なるものと推測される。さらに，④使用されたジャイアントブレーカーは，８月１２日におけるものと同じ機械であるが，１台のみの使用である（乙第１９号証）。以上のことから，３月２８日から５月７日までにおける解体工事においてジャイアントブレーカーが使用された作業では，騒音の程度を決定付ける諸条件は上記(ｱ)とは異なり，上記(ｱ)の騒音レベルをもって推認することは困難であるものの，Ｈが，その参考人尋問において，本件解体工事で一番大きな音が出た作業工程は何かとの質問に対し，第１番目に，「４月中旬からの解体工事」を挙げ，次に，「８月から１０月までの基礎の解体工事」を挙げていること（参考人Ｈ）からも推認されるように，当該期間においては，(ｲ)の期間と同様に，ジャイアントブレーカーの使用に伴い，申請人らの感覚のみならず，一般第三者の感覚に照らしても，相当大きな騒音が発生していたことが認められる。

(ｵ) ロックオーガー工事期間（５月２０日～７月９日のうち，休日及び調整日を除く合計３４日間）における騒音の程度

上記期間においては，別紙図面２の黒色太線部分（本件工事現場の南側境界線付近）で，地中にある既存ホテル外壁の古いコンクリートをスクリューで破壊しながら，約１５ｍの円筒形の穴を掘った後，山留め壁を構築するロックオーガー工事が行われ，合計８６本の穴が掘られた（乙第２０号証，審問の全趣旨〔第５回審問期日における被申請人の陳述〕）。

かかるロックオーガー工事期間中，騒音の測定はされていないから，騒音の程度に関する客観的な証拠は存在しない。また，作業内容・作業の対象物（①），地形による騒音の拡散状況・障害物の有無（②），使用機械の種類・台数（③）など，騒音の程度を決定付ける諸条件は１０月１２日と大きく異なるから，上記(ｱ)の騒音レベルをもって合理的に推認することもできない。

しかしながら，Ｈは，その参考人尋問において，当初，ロックオーガー工事は低騒音であると聞いていたが，実際には，作業工程の一部で非常に大きな騒音が発生し，その騒音は，感覚的にはジャイアントブレーカーを上回る程度であった旨供述している（参考人Ｈ）。また，下記(4)アのとおり，申請人らが本件解体工事に伴う騒音について苦情を申し立てるようになったのは，証拠上，ロックオーガー工事が開始した直後の５月２０日以降のことであるところ，かかる事情は，ロックオーガー工事に伴う騒音が，それ以前の工事に伴う騒音を上回る程度であったことをうかがわせるものといえる。そして，Ｈは，申請人らの苦情に対し，６月２２日，ホテルへの一時転居又は防音サッシの取付けという対策案を持参して，申請人ら宅を訪問したことが認められるから（乙第８号証，第１６号証），被申請人としても，ロックオーガー工事に伴い，上記対策が必要な程度の騒音が発生していると認識していたものと推認される。そうすると，参考人Ｈの上記供述に加え，申請人らの苦情の時期及びそれに対する被申請人の対応を考慮すれば，ロックオーガー工事期間における作業工程の一部で，上記(ｱ)の騒音レベルを上回る騒音が発生していたものと推認できる（なお，乙第１０号証の２（平成１７年７月６日付けの申請人らの被申請人に対するファクシミリ）には，「・・・基礎工事での３ヶ月間です，・・・電話も聞こえず仕事は振動と騒音で何も出来ず引っ越して来てすぐ始まってもうすぎている３ヶ月間のことですこれからの事でも無く今でもありません電話は近くにおけば聞こえますし以前の１００dBを軽くオーバーする事無い様で何とかなるでしょう」との記載があるが，この記載は，基礎工事の３か月間については，仕事に支障が生じており，特に納得できないという申請人らの心情を訴えている趣旨に理解することもできるから，この記載は，上記認定判断を左右しないというべきである。）。

もっとも，上記(ｱ)の騒音レベルを上回る騒音が発生した作業工程の一部がどの程度であったのかが問題となるところ，本件解体工事に当たって，Ｈは，ロックオーガー工事が低騒音であるとの認識に基づいて同工法を導入したものと認められること（参考人

H）からすれば，通常は，比較的低騒音しか発生せず，スクリューが地中で特に堅い物に当たるなどの特殊事情がある場合に限って，大きい摩擦音が発生するものというべきである。本件においては，ロックオーガー工事の期間中，特に大きい騒音の発生した頻度・継続時間等に関する客観的な証拠は存在しないことからすれば，上記(ｱ)の騒音を上回る程度の騒音が発生した範囲は，「ロックオーガー工事期間における作業工程の一部」という以上に具体的に特定することは困難である。

(ｶ) 上記(ｱ)ないし(ｵ)以外の作業期間における騒音の程度

バックホーによる掘削，圧縮破砕機による解体作業，ＳＭＷ機器による穿孔等が実施されたことが認められる（乙第１９号証）。これらの作業については，一般的には，特定建設作業に指定されているジャイアントブレーカーによる解体作業と比較すれば，騒音の程度は低いものと考えられ，参考人Ｈもこれに沿う供述をする。

確かに，個々の機械は低騒音型であっても，複数の機械を同時に稼働していた場合の複合騒音として，ある程度の騒音が発生していたものと認められる。しかし，その複合騒音の程度を認めるに足りる客観的な証拠はないし，諸条件の異なる前記(ｱ)ないし(ｵ)の騒音レベルをもって合理的に推認することはできないから，結局，前記(ｱ)ないし(ｵ)以外の作業期間における騒音の程度を特定することはできない。

オ　暴露した騒音の程度

(ｱ) ８月２６日～１０月２０日のうち，ジャイアントブレーカー２台を使用した解体工事期間（合計３８日間）において暴露した騒音の程度

ところで，上記エで認定した騒音の程度は，申請人ら宅の窓際における窓を開けた状態での騒音レベルである。しかし，受忍限度超過の有無は，申請人らが被害を受けたと主張する被害状況に即して判断するのが相当であるところ，申請人らの損害賠償請求は，申請人ら宅居室において，窓を閉めた状態でも，受忍限度を超えた騒音に暴露されたことによって被害を受けたことを前提とするものであると解される。そこで，かかる主張に即して，窓を閉めた状態での室内騒音レベルについて検討するに，証拠（甲第１号証の１，乙第１９号証，申請人Ａ）によれば，１０月２２日，部屋の中央で窓を閉めた状態で，約６０dBであったことが認められる。そして，一般に，通常の建物においておおむね期待できる平均的な防音性能は，２５dB程度であると考えられること（職第６号証・平成１０年５月２２日「騒音の評価手法等の在り方について（報告）」中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会），環境省作成の「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅠ基本評価編」（職第１０号証）によれば，建物の防音性能の目安として，当分の間，外壁の種類がＲＣ，モルタル，サイディングの場合，窓の可動部分の幅の合計が１間（約１．８ｍ）を超える場合には，防音性能は２５dBとされていること，平成１９年８月３０日事実調査の結果によれば，申請人ら宅の室外の等価騒音レベルが６３．７dBであり，窓をすべて閉め切った状態での室内の等価騒音レベルが４３．２dBであり，その差が２０．５dBと算出されることからすれば，申請人ら宅内への透過損失が最大２５dB程度であると推認しても差し支えない（北東窓は，三対いずれも，可動部分の幅が１７２０㎜の引き違い窓であり，厚さ６．８㎜の網入り型ガラスが取り付けられているところ（平成１９年８月３０日事実調査の結果），板ガラス協会作成の「板ガラスの遮音性能～開口部の遮音設計の為の資料～新JISに基づく音響透過損失データ（２０００年版）」（職第９号証）によれば，厚さ６．８㎜の網入り型ガラスの遮音性能の平均値が２９dBとされているが，申請人ら宅には三対のガラス窓が取り付けられていることからすると，窓の実際の遮音性能は，２９dBより低くなるものと推測されるから，遮音性能の平均値が２９dBとされている事実は，申請人ら宅内への透過損失が最大で２５dB程度であるとする上記推認に反するものではない。）。そうすると，上記エ(ｱ)の窓際における窓を開けた状態での騒音レベル（約８５dB）から試算（マイナス２５dB）すれば，約６０dBと算出される。これらの事情を考慮すると，ジャイアントブレーカー稼動日においては，窓を閉めた状態での室内騒音レベルは，６０dB程度であったと認めるのが相当である（このことは，被申請人もおおむね認めるところである。）。

次に，窓を閉めた状態での室内騒音レベルの評価について検討するに，①平成１９年８月３０日事実調査の結果によれば，窓をすべて閉め切った状態での申請人ら宅の室内

の等価騒音レベル（暗騒音レベル）は，４３．２dBであり，本件解体工事の際も，ほぼ同様の数値であったと推認される。そうすると，申請人ら宅内で６０dBという騒音レベルは，上記数値を超過するものであり，申請人ら宅内での音環境に大きな影響を与えたものと推認される。また，②環境基本法に基づく騒音に係る環境基準（生活環境を保全し，人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。ただし，建設作業騒音には適用がない。）は，生活の中心である屋内において夜間睡眠影響，昼間会話影響を適切に防止すること（昼間会話影響については，１mの距離でくつろいだ状態で話して１００％明瞭な会話了解度を確保すること）を目的としており，幹線交通を担う道路に近接する場所における「屋内指針」を，「昼間４５dB以下」と定めている。この指針値は，騒音エネルギーの時間的な平均値である等価騒音レベルを評価手法として用いているため，準定常衝撃騒音の音圧レベルである上記申請人ら宅内での６０dBという値と比較するに当たり，若干の修正・緩和が必要である。そうであるとしても，申請人ら宅の窓を閉めた状態で６０dB程度の騒音が，１日のうち，相当程度の時間は発生していたものと推認するのが相当であるところ（後記(カ)参照），申請人ら宅内で６０dBという騒音レベルは，昼間４５dB以下との上記指針値を超過しているから，会話，テレビ，ラジオ，電話等の音声聴取妨害を惹起する水準であるといえる。

したがって，これらの事情を考慮すれば，６０dBの水準の騒音は，音声聴取妨害を惹起し，一定の不快感を与えるレベルのものであったと認めるのが相当である。乙第７号証（５８頁に，騒音レベルの目安として５０dBでエアコン室外機，静かな事務所，６０dBで，チャイム，普通の会話とある記載）は，騒音レベルの許容性を評価するものではないので，上記判断を何ら左右しない。

(イ) ７月２２日～８月１１日，同月２６日，２７日，９月２４日の合計２１日間において暴露した騒音の程度

前記エ(ウ)のとおり，上記期間においては，申請人ら宅で窓を開けた状態で８５dB程度ないしはそれをやや下回る程度の騒音が発生していたものと推認される。そうであるとすれば，窓を閉めた状態での室内の騒音レベルは，前記オ(ア)で説示した理由により，６０dB程度ないしはそれをやや下回る程度であったと認めるのが相当である。

(ウ) ３月２８日～５月７日において暴露した騒音の程度

前記エ(エ)のとおり，上記期間においてジャイアントブレーカーが使用された際における，その客観的な騒音レベルを推認するに足りる証拠はない。しかしながら，一般第三者の感覚からしても，相当大きな騒音が発生したものと認められることは，前認定のとおりであり，その室内騒音も，これを示す客観的証拠はないものの，相当に大きなものであったことは認められるところである。

(エ) ロックオーガー工事期間（５月２０日～７月９日のうち，休日及び調整日を除く合計３４日間）において暴露した騒音の程度

前記エ(オ)のとおり，ロックオーガー工事期間における作業工程の一部で，ジャイアントブレーカー２台を使用した解体工事期間における騒音の程度（申請人ら宅で窓を開けた状態でおおむね８５dB）を上回る程度の騒音が発生していたことが認められ，申請人らが暴露した騒音レベルは，前記オ(ア)で説示した理由により，申請人ら宅の窓を閉めた状態で６０dBを上回る程度と推認することができる。

(オ) 上記(ア)ないし(エ)以外の作業期間において暴露した騒音の程度

前記エ(カ)のとおり，上記期間においては，ある程度の騒音が発生したものと認められるが，その騒音の程度を特定することはできない。したがって，発生した騒音の程度から申請人らが暴露した騒音の程度を推認することもできず，そのほかに，申請人らが暴露した騒音の程度を認めるに足りる的確な証拠はない。

(カ) 申請人らの上記騒音への暴露時間

申請人Ａは，フリーデザイナーであり，住居を仕事場としていたから，基本的に１日中住居にいたと認められる。他方，申請人Ｂは，８月３日付けで退職するまでは，株式会社Ｇに勤務していたところ，その勤務形態は，不規則であり，午後からの出勤が多かったとしているから（申請人Ｂ），同日まで，騒音に暴露した時間は，一定時間はあったと認められる。また，退職後は，１１月中旬に渋谷区Ｊ保育園にパートに出るまでは，申請人ら宅にいたと考えられるから，基本的に１日中住居にいたと考えてよく，

申請人Ａとの間で騒音の暴露時間に大差はなかったものと認められる。

他方，１日当たりの実働の作業時間（騒音の出ていた可能性のある時間）７時間３０分程度（前記２(2)ウ参照）のうち，申請人ら宅の窓を閉めた状態で６０dB程度の騒音が出ていた時間を特定するに足りる証拠はないが，相当程度の時間は，上記騒音が発生していたものと認めるのが相当である（参考人Ｉ）。

カ　小括

本件解体工事は３月１４日から１０月２０日まで行われたと認められるところ，申請人らは，８月２６日から１０月２０日までのうちジャイアントブレーカー２台を使用した解体工事期間（合計３８日間）では，作業時間帯において，申請人ら宅の窓を閉めた状態で約６０dBの騒音に暴露していたと推認され，７月２２日から８月１１日まで，同月２６日，２７日，９月２４日の合計２１日間の作業時間帯において，申請人ら宅の窓を閉めた状態で約６０dBないしはそれをやや下回る程度の騒音に暴露していたものと推認され，３月２８日から５月７日までにおいてジャイアントブレーカーが使用された際，相当程度の騒音に暴露していたものと推認され，ロックオーガー工事期間（５月２０日～７月９日のうち，休日及び調整日を除く合計３４日間）における作業工程の一部で，申請人ら宅の窓を閉めた状態で６０dBを上回る程度の騒音に暴露していたものと推認される。

(3) 侵害行為の態様

ア　地域性

申請人らの住居であるＤビルは，明治通りから路地を約１２ｍ程入ったところに位置しており，明治通り沿いの両側３０ｍまでは商業地域であって，付近は道路に面して中高層ビルが立ち並んでいる。

申請人ら宅は，自動車の往来の頻繁な明治通りに面したビルの裏側に位置しており，幹線交通を担う道路に近接する場所に位置するものではない（乙第１７号証，平成１８年４月５日事実調査の結果）。

イ　建設機械使用の届出，使用状況等

(ｱ) 証拠（各認定ごとに掲記）及び審問の全趣旨によれば，①被申請人は，本件解体工事において，ジャイアントブレーカー及びハンドブレーカーについて渋谷区に特定建設作業の届出を提出していること（乙第１号証の１～３，職第１号証の１～３），②重機については国土交通省の低騒音型指定のなされているものを使用し（乙第５号証の１～６），③工法についても，低騒音の圧縮破砕機の使用，ＳＭＷ工法を採用していること（乙第１６号証）が認められる。

(ｲ) 他方で，証拠（各認定ごとに掲記）及び審問の全趣旨によれば，①休日である９月１９日の敬老の日には，ジャイアントブレーカーを使用した解体工事を実施していると認められること（乙第１９号証），②本件解体工事では，特定建設作業の届出（乙第１号証の１～３，職第１号証の１～３）において，使用しないにもかかわらず，ジャイアントブレーカー「日本ニューマチック工業㈱製Ｈ７Ｘ」を漫然と記載したまま届出をしていること（参考人Ｈ，審問の全趣旨），③ジャイアントブレーカーＭＫＢ１５００ＳＳ（甲南建機製）の使用は，敷地境界から６０～７０cmの箇所であったところ（参考人Ｈ），同ジャイアントブレーカーのカタログ（乙第５号証の７）の騒音測定データのグラフからすれば，当該距離では１００dB以上となる可能性を容易に読み取れるにもかかわらず，本件解体工事現場で実際の騒音測定をしていないこと，④８月２６日から１０月２０日までの３８日間においては，ジャイアントブレーカーを２台同時に稼動させていたと認められること（乙第１９号証），⑤防音シートの設置については，切梁の設置完了直後一般ビニールシートを設置し，その後防音性能の高いシートを１０月２０日から設置したというのであるが（乙第１６号証，第１９号証，参考人Ｈ），シートの張替えは申請人らの指摘に基づくものであり，しかも，本件解体工事のジャイアントブレーカー工事終了の翌日に行っていること（しかも，張り替えた防音シートの性能は，乙第５号証の８からも不明である。）が認められる。

(ｳ) 上記(ｲ)の事実に照らすと，上記(ｱ)の事実をもってしても，被申請人において，本件解体工事の期間中，騒音を低減するための相当な措置を採っていたものとは認め難いというべきである。

(ｴ) なお，①１０月１２日，申請人ら宅で窓を開けて，おおむね８５dBの騒音が出ていた

こと（前記エ(ｱ)参照），②ジャイアントブレーカーＭＫＢ１５００ＳＳ（甲南建機製）の使用は，敷地境界から６０～７０㎝の箇所で１００dB以上の騒音となる可能性があること（前記(ｲ)③参照），③渋谷区（都市整備部環境保全課公害対策係）の職員が，１０月２０日，本件工事現場との敷地境界で普通騒音計で測定したところ，最大値で９０dB程度の騒音が出ていたこと（参考人Ｋ）からすると，被申請人による本件解体工事による騒音は，解体工事期間中のいずれかの時点で，敷地境界において規制基準である８５dBを超えていた可能性は否定はできない。しかし，他方，①渋谷区の職員自身，本件解体工事の騒音が常時８５dBを超えている状況ではなかったと述べていること（参考人Ｋ），②被申請人は，渋谷区から，上記職員からの電話による注意を受けたほかは，格別騒音規制についての指導を受けているとは認められないこと（参考人Ｈ）からすると，被申請人の本件解体工事について騒音規制法の規制基準違反があったと断定することはできない。

(4) 侵害行為の開始とその後の継続状況並びにその間に採られた被害の防止に関する措置の有無及び内容

ア　証拠（各認定ごとに掲記）及び審問の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(ｱ) 本件解体工事の着手前の平成１６年１１月，本件解体工事の発注者及び設計者によって，Ｄビル側の２か所及び明治通り側に工事計画看板が設置された（乙第８号証，第１５号証の１～１５，１６号証）。

(ｲ) 平成１７年２月３日，近隣住民に対する工事説明会が開催されたが，申請人らは，まだＤビルに転居しておらず，この工事説明会には，参加していなかった（乙第８号証，第１６号証）。なお，上記説明会で配布された資料（乙第１２号証）には，「３．工事に伴う騒音・振動等によりご近隣の皆様に対する迷惑を最小限に止めるような適正な工法及び重機を選定し，充分注意して作業を行います。（中略）以上，各条項をお約束申し上げます。」と記載されている。

(ｳ) ５月２０日，申請人らと思われる者から苦情の電話があり，Ｈは，騒音による迷惑を詫びるとともに，法律を遵守していること及び工法等を説明した（乙第８号証，第１６号証）。

(ｴ) 同月３０日の電話で名前を名乗ったことから申請人らを認識し，同日午後直ちにＨが申請人ら宅を訪問し，お詫びと工程，工法等について説明をした（乙第８号証，第１６号証）。

(ｵ) ６月９日，申請人らから被申請人本社に電話があり，Ｈが申請人ら宅を訪問したが，申請人らから「謝罪のみでは会う必要はない。」といわれた（乙第８号証，第１６号証）。

(ｶ) Ｈは，同月２２日には，ホテルへの一時転居又は防音サッシの取付けという対応策を持参して，申請人ら宅を訪問したが，申請人らは上記(ｵ)と基本的に同様の対応であった（乙第８号証，第１６号証）。

(ｷ) その後，同月２９日，申請人らから，苦情のファクシミリ（乙第１０号証）が届いたため，翌３０日，Ｈは，渉外担当部長Ｌらとともに，再び訪問し，対応策を提案したが，申請人らは，被申請人の提案に積極的に対応しなかった。その後も，被申請人と申請人らとの間で，対応をめぐり，協議がなされたが，結局，うやむやとなり，被申請人の提案は実現しなかった（参考人Ｈ，申請人Ａ，申請人Ｂ，審問の全趣旨）。

なお，被申請人において，Ｄビルのオーナーと直接連絡を取って，防音サッシの取付工事の了解を得る，あるいは，一時転居先のホテルを選定し，申請人らに提案するなど，具体的措置を採ったことを認めるに足りる証拠はない（乙第８号証には，渋谷のホテルを仮予約していたとの供述部分があるが，これを裏付けるに足りる証拠はない。）。

(ｸ) 本件解体工事の全期間を通じて，被申請人において，申請人らの苦情に対応する形で，騒音レベルを計測した事実は認められない（審問の全趣旨）。

イ　これらの事実からすると，被申請人が主張するように，申請人らにおいて，被申請人からの提案を明確に拒否し，金銭要求に終始したため，防音対策がなされなかったと認めるには足りず，かえって，被申請人からの提案が具体的な形で当事者間で協議されずに終わったため，申請人ら側の防音対策が結果として採られなかったものと推認するのが相当

である。

(5) 総合評価

被侵害利益の性質とその内容について見ると，前記１のとおり，本件解体工事に伴う騒音によって申請人Ｂの健康被害が生じたとまでは認め難く，申請人らが受けている被害は，会話妨害等の精神的被害にとどまるものと認められる。しかしながら，上記認定によれば，申請人ら宅のあるＤビルは，商業地域に立地しているが，幹線交通を担う道路に近接する場所に位置するものではないところ，侵害の程度（騒音発生状況）は，上記(2)オ(ｱ)ないし(ｴ)及び(2)カのとおりであり，侵害行為の態様としては，被申請人は，建設機械使用の届出などの騒音規制法所定の手続をしており，騒音規制法の規制基準に違反しているとまでは認められないものの，被申請人において，本件解体工事の期間中，騒音を低減するための相当な措置が採られているとは認め難く，さらに，侵害行為の開始とその後の継続状況の中で，防音サッシの取付け等の申請人ら側における防音対策は何ら採られておらず，そのことに，申請人らに明確な帰責原因があるとまではいえないことが認められる（侵害行為の公共性の内容と程度については，本件解体工事が公共に関わる建設工事ではなく，申請人らは，一方的に騒音の被害を受けるだけであるから，上記工事に受益と損失の彼此相補性が認められず，公共性がないことは明らかである。）。

以上の被侵害利益の性質と内容，侵害行為の態様と侵害の程度，侵害行為の開始とその後の継続状況，その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及び内容，さらには，前記認定のとおり，被申請人が，いったんは，申請人らの騒音の苦情申出に対応して，騒音防止対策等を提案していること，申請人ら以外にも，Ｅビルのオーナー，同ビルの地下で診療を行っている歯科医師及びＦビルの店舗から騒音の苦情が出ており，被申請人において，これに対応していること（参考人Ｈ）に照らすと，被申請人において，少なくとも，苦情対応が必要な程度の騒音を発生させているという認識があったと推認されることなどの事情をも併せ考慮すると，申請人らが暴露した騒音（上記(2)オ(ｱ)ないし(ｴ)）は，受忍限度を超えるものであって，違法性を帯びるものと解するのが相当である。

なお，被申請人が渋谷区から本件解体工事に伴う騒音の苦情に関して，指導を受けたことはない（参考人Ｈ）としても，そのことは，被申請人の本件解体工事について騒音規制法の規制基準に違反しているとまではいえないという前記認定（(3)イ(ｴ)参照）に沿うものではあっても，受忍限度を超える騒音が発生しているという上記認定を何ら左右するものではない。

(6) 危険への接近について

ア　被申請人は，違法性の評価を妨げる事由として申請人らの「危険への接近」を主張するので，この点につき検討する。申請人らは，Ｄビルに転居する以前の３月上旬及び契約締結時に，不動産仲介業者に案内されて，現在の申請人ら宅を訪れたと認められるところ（申請人Ａ），この時点では，乙第１９号証によると，既に本件解体工事は開始されていたと認められる。そして，発注者等による工事看板の存在や，また，閑静な場所に転居したいという申請人らの転居の動機にかんがみれば，転居先の選定に当たり，Ｄビルのオーナーや不動産仲介業者等から本件解体工事の説明がなかったとしても，さらに，詳細を確認したり，自ら周到に調査したりするなどの相応に慎重な措置が求められるところ，申請人らにおいて，格別そのような調査をした形跡はないことからすると，申請人らにおいて，本件解体工事による騒音発生をある程度予測できたということができるし，一定レベルの騒音は予測すべきであったといえる。

イ　しかし，前記(2)イのとおり，本件土地でジャイアントブレーカーが使用されたものと推認できるのは，申請人らがＤビルに転居した３月２８日以降のことであり，申請人らがそれ以前に，ジャイアントブレーカー工事において相当レベルの騒音に暴露することまで予想できたというべき証拠はない。

ウ　また，証拠（乙第１号証の２，第１２号証，第１４号証，第１９号証）及び審問の全趣旨によれば，①２月３日の近隣住民に対する工事説明会配布資料（乙第１２号証の工程表）によれば，準備・解体工事は３月一杯，基礎工事も８月上旬までの予定となっており，また，３月１０日付けの工程表（乙第１４号証）においても，「３次解体　掘削・床付」は，８月上旬までとなっていること，②乙第１４号証を見直したとされる６月１日付け工程表（予定表。乙第１号証の２添付）の段階でも，①に比してズレ込んではいるものの「３次解体　掘削・床付」は，９月上旬までと認められ，実際には，乙第１９号証によ

れば，解体工事は１０月下旬まで行われたこと，以上の事実が認められる。

エ　上記ウの事実からすると，本件解体工事が１０月下旬にまで及ぶことは，３月当時は，被申請人も含めて誰も予測し得ていないのであって，Ｄビルのオーナーが承知しているはずもなく，また，工事看板のみから申請人らが上記工事行程の推移を予測できるわけもないのであるから，少なくとも８月下旬以降に解体工事が行われることは，転居当時の申請人らにおいて予測し得えなかったといわざるを得ない。

オ　したがって，たとえ，申請人らが現在の自宅に転居してきた際に，既に本件解体工事が開始されていたとしても，そのことをもって，申請人らが騒音の危険に接近したとまでは評価できないし，本件解体工事の全期間を通じて，申請人らの危険への接近を理由として違法性の評価を妨げる事由が存在すると認めることはできない。

(7) 被申請人の過失について

被申請人が，申請人らの苦情を受けて，申請人らのＤビルにおける居住の事実を具体的に認識したのは，５月３０日のことであると推認され（上記(4)ア(ｴ)参照），遅くとも，その時点以降は，申請人らとの関係で，騒音低減措置を講ずべき義務があったといわなければならないが，さらに，進んで，一定の騒音の発生が不可避な本件解体工事の工程，一定の騒音が発生する建設機械の使用等の事情に照らすと，被申請人は，本件解体工事の当初から，ジャイアントブレーカー等の工事において相当レベルの騒音を発生させ，付近住民にその騒音を暴露させることによって一定の精神的苦痛を与えることを十分予見することができたといえ，このことからすれば，本件解体工事により発生する騒音によって，付近住民に精神的苦痛を与える蓋然性は高く，その反面，騒音低減措置等の結果回避措置を採ることが困難であったことを認めるに足りる証拠はないから，申請人らが転居した日である３月２８日以降，被申請人には，申請人らに対し，本件解体工事による騒音が受忍限度を超えて暴露しないように，騒音の低減措置を採るべき結果回避義務があったというべきである。

したがって，被申請人は，上記結果回避義務を怠り，その結果，申請人らに精神的苦痛を与えたものと認めるのが相当であるから，民法７０９条に基づく不法行為責任を免れることはできない。

(8) 総括

申請人らは，被申請人の施工した本件解体工事に伴う騒音によって，受忍限度を超える精神的苦痛を被ったと認められ，被申請人には，そのような被害を防止すべき義務を怠った過失があると認められる。

３　争点(3)（損害額）について

最後に，申請人らの損害額（慰謝料額）について判断する。前認定のとおり，申請人らは，本件解体工事に伴う騒音によって，受忍限度を超える精神的苦痛を被ったものと認められ，申請人らが受けた騒音のレベル，暴露期間に加え，被申請人の本件解体工事中の申請人らに対する苦情対応の仕方，本件解体工事を行った被申請人において自ら騒音測定をしておらず，本件で騒音の程度の解明が困難となっている責任の一端は被申請人にあるといえること等の本件に現れた一切の事情を勘案すると，申請人らの精神的苦痛を慰謝するための金額としては，各２０万円をもって相当であると解すべきである。

第４　結論

以上の次第で，本件裁定申請は，申請人らが，被申請人に対し，各２０万円の支払を求める限度で理由があるから，その限度で認容し，その余の申請は，理由がないから，いずれも棄却することとして，主文のとおり，裁定する。

平成１９年１１月１９日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長　杉　野　翔　子

裁定委員　辻　　通　明

裁定委員　小　玉　喜三郎

（別紙省略）

６　神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第２号事件）

(1) 事件の概要

平成18年７月24日、茨城県神栖市の住民34人から、国（代表者内閣総理大臣）及び茨城県を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの健康被害、財産及び精神的損害は、居住する地区の井戸水から検出されたヒ素によるものであり、これらの原因は、旧日本軍が第二次世界大戦中に保有し、その後現地に投棄されたヒ素を含む毒ガスないし毒ガス原料である。被申請人国の毒ガス原料等の高度の法的管理保管義務の不履行及び被申請人県が平成11年に近傍の井戸において高濃度のヒ素が検出されていたことを把握していたにもかかわらず、必要な調査等を怠ったことを理由として、被申請人らに、連帯して、各申請人に対する損害賠償金300万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、６回の審問期日を開催するとともに、平成19年11月１日及び20年３月10日、ヒ素による健康被害等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員５人を選任するなど、手続を進めている。

７　上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第３号事件）

(1) 事件の概要

平成18年８月17日、埼玉県上尾市の住民２人から、隣接の理・美容院経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成９年２月ごろに建築した被申請人の社屋及びその敷地内に設置されたエアコンの室外機等から生じる騒音及び低周波音並びに被申請人従業員らの話し声や車のエンジン音などにより、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、日常生活に多大な支障を被り、そのために多大な心痛や身体的苦痛を受けている。これらを理由として、被申請人らに対し、過去に受けた損害の賠償金合計468万円及びこれに対する平成18年７月17日から支払済みまで年５分の割合による金員、また、将来の損害につき同日から騒音等が基準値を下回る日まで、１日当たり合計金3,000円の割合による金員の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、２回の審問期日を開催するとともに、平成18年11月６日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員２人を選任したほか、現地調査、騒音・低周波音の現地測定調査を実施して測定結果を報告書に取りまとめるなど、手続を進めている。

８　和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件

（平成18年（ゲ）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成18年９月22日、和歌山県美浜町の漁業協同組合及びその組合員85人から、和歌山県を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが漁場とする三尾沿岸の磯の岩場でアワビのえさである海藻が枯死し、貝類が死滅したのは、被申請人の設置・運営する日高川の椿山ダムから放流される高濃度かつ長期の濁水が磯に到達して、濁質が長期間浮遊して堆積し、海藻の生育を阻害したことが原因である。また、平成９年３月には日高港港湾整備に伴う洪水時の日高川からの濁水対策について申請人組合と被申請人は合意を取り交わしているが、被申請人は現在まで有効な対策を採らずにいる。このため、申請人らは16年６月に県知事に対し損害賠償を求めて公害紛争処理法に基づく調停申請を行っているところであり、申請人らの漁業被害は椿山ダムが洪水時に放流する濁水に起因するものであるとの原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、５回の審問期日を開催するとともに、平成19年７月13日、ダム放流水と漁業被害に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員２人を選任したほか、現地調査を実施、さらに20年２月１日、２人の専門委員を選任するなど、手続を進めている。

なお、専門委員のうち１人は一身上の都合により、平成19年12月20日付けで辞任した。

９　羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第４号事件）

(1) 事件の概要

平成18年10月30日、石川県羽咋市の電子関連機器製造会社から、石川県及び羽咋市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成３年に申請人が購入した土地は、過去に公害問題を発生させた土地であったが、原因者は既に汚染土壌の撤去を行っていた。申請人が、17年に本件土地の売却に当たり土壌調査を行ったところ、汚染の事実が判明し、土壌汚染対策を行うために損害を被っている。過去に行った汚染土壌の撤去は不十分であり、被申請人らは適切な対応を怠り、その不十分な処理を放任したことによる損害賠償責任があるとして、連帯して損害金９億5,473万8,226円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、４回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

10　久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第５号事件）

(1) 事件の概要

平成18年11月30日、埼玉県久喜市のビジネスホテル１社から、鉄道会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は被申請人が所有・運行する新幹線の高架と側道を挟んで10メートルほどに位置した場所でビジネスホテルを経営しているが、平成８～９年ごろから新幹線のスピードアップが行われた模様であり、以後、現在まで宿泊客から苦情がくるほどの振動が生じている。申請人が測定業者に依頼して振動を測定した結果、建物のうち新幹線に近い側の振動が激しく、上り新幹線車両の通行中には、定められた指針値を超える数値が数回記録された。申請人は、被害防止のためホテルの防振対策工事を行わざるを得ず、これらを理由として、被申請人に対し、損害賠償金として金1,990万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、５回の審問期日を開催するとともに、平成19年２月27日、振動等の測定・分析及び防止対策、建築構造に関する調査設計等の専門的事項を調査するために必要な専門委員２人を選任したほか、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

11　八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件

（平成19年（セ）第１・２号事件）

(1) 事件の概要

平成19年３月19日、熊本県八代市の住民10人から、製紙会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の工場周辺に居住する申請人らは、工場が発する継続的な振動により、生活の平穏を害され精神的損害を被ったほか、その住居等にもゆがみ、ひび割れ等が発生する事態に至ったとして、民法第709条に基づき、被申請人に対して、それぞれ損害賠償金300万円の支払を求めるものである。

その後、平成19年９月12日、同一原因による被害を主張する工場周辺の住民１人から参加の申立てがあり（平成19年（セ）第２号事件）、裁定委員会は、同日、これを許可した。

また、同日、平成19年（セ）第１号事件の申請人らのうち１人から申請を取り下げる旨の申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、３回の審問期日を開催するとともに、平成19年７月31日、振動被害に関する専門事項を調査するために必要な専門委員２人を選任するなど、手続を進めている。

12　港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件

（平成19年（セ）第３号事件）

(1) 事件の概要

平成19年９月25日、絨毯販売会社から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は絨毯の販売店を経営しているが、同店に近接する土地で施工した建設工事の期間中（平成16年４月から19年１月まで）、同工

事に起因する騒音、振動及び粉じんにより商品の汚染、来客数激減による売上高減少の被害を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金7,671万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、２回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

13　高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件

（平成19年（セ）第４号事件）

(1) 事件の概要

平成19年10月26日、高知県須崎市の住民７人から、国（代表者国土交通大臣）を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは須崎市野見湾戸島北においてイケスを浮かべてカンパチを養殖していた。被申請人は須崎港湾口部で津波防波堤工事、平成13年度からは港口西防波堤工事を実施し、16年10月から11月には台風で破損した同防波堤の修復工事を行っている。これらの工事により海水が汚染されカンパチが大量に死亡し被害を被ったとして、被申請人に対し、総額６億8,172万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

14　さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

（平成20年（セ）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成20年２月１日、埼玉県さいたま市の住民１人から、不動産会社及び借家所有者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が居住する借家の周辺において、被申請人らが行った家屋の取壊し工事及びアパート建設工事による騒音・低周波音のため、申請人は耳鳴り、感音難聴、頭痛などの健康被害を被ったとして、被申請人らに対し、慰謝料等合計金310万420円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

15　東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件

（平成20年（セ）第２号事件）

(1) 事件の概要

平成20年３月28日、東京都の住民１人から、国（代表者環境大臣及び国土交通大臣）を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、東京都に居住して10年目の平成３年

１月７日に気管支ぜんそくを発症し、以降現在に至るまで約17年間闘病生活を続けている。その健康被害は、被申請人が、管理する道路を大量の自動車交通に供用していること又は大気汚染公害の防止及び除去を怠ったことによるものであるとして、国家賠償法第１条１項又は第２条１項に基づき、被申請人に対し、公害健康被害の補償等に関する法律による２級患者と同等の月額15万円の補償費と月額３万円の治療費の約17年分に相当する合計3,600万円の損害賠償の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、速やかに手続を進めている。